

別記様式第1号(第四関係)

あ ま ぎ か わ さ き た ば ら ち く か っ せ い か け い か く
安真木・川崎・田原地区活性化計画

福岡県川崎町

令和6年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	川崎町農村活性化計画	都道府県名	福岡県	市町村名	川崎町	地区名	安真木・川崎・田原地区	計画期間	令和6年度～令和9年度
-------	------------	-------	-----	------	-----	-----	-------------	------	-------------

目 標 :

当計画区域の人口は、2012年から2021年までの10年間で16.6%の減少、高齢者数が12.2%の増となっており、農家戸数の減少や農業者の高齢化、農業後継者不足による離農が進んでおり、それに伴い地域産業の活力低下が進んでいることから、新規就農者を呼び込むとともに、農業者の所得の安定化や生産力の向上など農業収益の増大による農業の振興を図る必要がある。

こうした課題を解決するために、地域農産物をPR、販売できる直売所等の拠点として地域振興施設「道の駅」を整備し、周辺地域と連携してイベントの実施など様々な取組みを通して、農業振興や地域経済の活性化を図りたい。具体には、本事業を活用して地域農産物を販売する農産物直売所、地域農産物を使用したメニューを提供するレストラン等を建設し、地域農産物の消費拡大による販売額の増加を図るとともに地域産品等の紹介・提供等により集客・交流を生み出しながら、町内観光スポット等へ送り出すゲートウェイとして整備することにより来駅者を促進し交流人口の拡大を図る。

【数値目標】

供用開始後の地元農産物の販売額の増加	125,000,000 円(令和9年10月～令和12年9月の3年間の平均)
供用開始後の交流人口の増加	378,000 人(令和9年10月～令和12年9月の3年間の平均)
地元農産物を使用した新商品開発の増加	2 件(令和9年10月～令和12年9月の3年間の平均)

目標設定の考え方

地区の概要:

川崎町は、福岡県のほぼ真ん中に位置し、南北12.6Km、東西4.9Kmと縦に長く広がり、総面積は36.14km²で、広大な田園風景を見渡すことができ、自然が豊かな町である。当計画区域は、本町の約80%を占めており、本町の南部に位置している安真木地区、中心部に位置している川崎地区の一部、北部に位置している田原地区の一部からなっている。かつては日本屈指の産炭地であったが、炭坑が衰退後は、稲作を中心とした農業が重要な産業である。その他にも、りんごや梨、ぶどうなどの果樹が栽培されており、販路拡大を図っている。町の中心部を国道322号バイパスが通っており、車で福岡市・久留米市から約70分、北九州市から約60分と都心部からのアクセスが良く、2019年に八丁峠道路が開通し朝倉・久留米方面からの利便性が高まり、2020年には香春大任バイパスが開通し北九州方面からの利便性も高まっている。また、2027年に嘉麻バイパスも開通予定であり、新たな人の流れが創出されると見込まれている。

現状と課題

【現状】

農業者の高齢化や農業後継者不足による離農が進んでおり、それとともに耕作放棄地や遊休農地が増加傾向にあり、農業環境悪化の原因になっている。また、水田の基盤整備率はおおむね60%程度であり、未実施水田においては生産性が低く、農地流動化が進んでいない状況である。

【課題】

1. 担い手となる農業者や新規就農者への積極的な支援・育成とともに、農地の集積・集約による農地の有効活用を図ることで、農業生産体制の効率化と農産品の品質向上を図る必要がある。
2. 生産地近辺で生産した農産物の十分な販売場所を確保し、農業生産の効率化や生産者の負担軽減を図る必要がある。

今後の展開方向等

1. (仮称)「道の駅かわさき」を整備し、四季折々の農産物の販売やレストランでの地域食材を活用したメニューの提供を行い、本町の農産物の消費拡大を促進し、所得の向上と雇用の拡大の場、交流の場として地場産業の振興に努める。
2. 画一的な農産物の生産だけではなく、「パン」を入口に町内産の小麦やパンに合う農産物(西洋野菜など)の生産などにより付加価値の向上に努める。
3. 地域農地の保全のために、規模拡大志向農家や地域営農組織の育成に努めると共に、新規就農者や女性農業者の育成など、新たな農業経営体の増加に努める。
4. (仮称)「道の駅かわさき」での従業員を、地域内の住民を優先的に雇用することで定住人口の確保に努める。
5. (仮称)「道の駅かわさき」で定期的にイベントを開催し、地域農産物をPRすることで販路拡大に努める。
6. 災害時の物資輸送や住民が避難できる場所として防災の拠点・地域の拠点としての機能を持たせる。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別	備考
川崎町	安真木・川崎・田原地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	川崎町	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
川崎町	安真木・川崎・田原地区	地域振興施設「道の駅」(多世代交流施設)整備事業	川崎町	

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし

3 活性化計画の区域(※1)

安真木・川崎・田原地区(福岡県川崎町)	区域面積	2,899ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当計画区域は、区域内総面積2,899haに対し、農林地面積は2,327haで、区域内全体の約80.26%の割合を占めており、農林業が中心となっている。 【出典 平成28年都市計画基礎調査、令和3年都市計画基礎調査】		
②法第3条第2号関係： 当計画区域内の人口は、2012年(9,973人)から2021年(8,310人)の10年間で1,663人の減少及び高齢者数が2012年(3,026人)から2021年(3,398人)の10年間で12.2%の増加により高齢化が2012年(30.3%)から2021年(40.9%)の10年間で10.6%上昇しており、過疎化や高齢化が顕著である。また、それに伴い、農家戸数の減少や農業者の高齢化、農業後継者不足による離農が進んでいるため、農林業を中心とする地域活性化のためには都市との地域間交流を進めることが必要不可欠である。当計画区域の中心部を国道322号バイパスが通っており、2019年に八丁道路が開通し朝倉・久留米方面からの利便性が高まり、2020年には香春大任バイパスが開通し北九州方面からの利便性が高まっている。さらに、2027年に嘉麻バイパスも開通予定であり、新たな人の流れが創出されると見込まれており、交流人口の増加、移住・定住促進につなげる。 【出典 平成28年都市計画基礎調査、令和3年都市計画基礎調査】		
③法第3条第3号関係： 本町は、全域が都市計画区域の非線引きで用途地域の指定がなく、市街化区域された地区はない。		

4 活性化事業の実施に関する事項

(注) 農地法、農振法、都市計画法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の場合には、「10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項」を記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

1 活性化事業の用に供する土地に関する事項

土地番号	土地の所在	地番	地目		面積	土地利用区分		特例措置	備考
			登記簿	現況		農用地区域の 内外	市街化調整 区域の内外		
①									
②									
③									

2 施設の整備の内容

施設番号	種別	施設の種類	(当該施設が 農振法上の農 用地等に該当 する場合は○)	規模・用途等	土地番号 (土地の所在)	備考
①						
②						
③						

5 活性化事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合の記載事項

(注) 農地法第4条に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添1) 農地法の特例措置」を添付すること。

1 概要

転用の時期	
転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	

2 省令第7条各号の要件に該当する旨及びその理由

(注) 省令第7条第1号に該当する旨及びその理由のみ記載すればよい。

(注) 農用地区域からの除外を要さない場合、記載は不要である。

「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号ヘ	(1)	
	(2)	
規則第7条第1号ト		

3 その他参考となるべき事項

--

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該活性化事業の用に供する土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明に限る。)
- (2) 当該活性化事業により施設の整備を行う場合にあっては、当該施設及び当該施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (3) 当該活性化事業の用に供する土地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
- (4) 当該活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地であるときには、そのことを明らかにする図面
- (5) 当該活性化事業の用に供する土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面)
- (6) その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定市町村が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定市町村と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、留意すること。

6 活性化事業の用に供するため開発行為(農振法第15条の2第1項)を行う場合の記載事項

1 活性化事業の用に供する土地を農用地等以外の用に供する場合の記載事項

(1) 「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		/
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号ヘ	(1)	
	(2)	
規則第7条第1号ト		

(2) その他参考となるべき事項

--

2 活性化事業の用に供する土地を農用地等の用に供する場合の記載事項

(注) 農振法第15条の2第1項に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添2) 農振法の特例措置」を添付すること。

1 工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日
2 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要	/
3 防災措置の概要	
4 その他参考となるべき事項	

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 当該開発行為を行う土地の位置及び付近の状況を明らかにした図面

(2) 当該開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあっては、当該開発行為を行う土地における当該建築物その他の工作物の位置を明らかにした図面。

(3) その他参考となるべき書類

7 都市計画法に関する記載事項(農林漁業等振興等施設整備事業に関する事項)

(注) 特定開発行為若しくは建築行為等(法第5条第11項)に対し、都市計画法に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。

また、「(別添3) 都市計画法の特例措置」を添付すること。

(注) 特定開発行為若しくは建築行為等を行う者から都道府県知事への許可申請が別途必要であることに留意すること。

1 特定開発行為を行う場合の概要

開発区域に含まれる土地	/
開発区域の面積	
開発の目的、予定建築物の用途	
工事予定年月日	

2 建築行為等を行う場合の概要

建築物の種類	/
建築物を建設しようとする土地、用途の変更しようとする建築物の存する土地の所在	
建設しようとする建築物、用途の変更後の建築物の用途	
工事予定年月日	

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 当該農林漁業団体等(個人である場合を除く。)の定款又はこれに代わる書面

(2) 当該農林漁業団体等の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

(これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

(3) 特定開発行為を行う場合には、

① 開発区域(開発行為をする土地の区域)の位置を表示した地形図

② 現況図(a 地形、b 開発区域の境界、c 開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設を表示したもの)

③ 土地利用計画概要図(a 開発区域の境界、b 公共施設の位置及びおおむねの形状、c 開発行為に係る建築物の敷地のおおむねの形状を表示したもの)

④ その他参考となるべき書類

(4) 建築行為等を行う場合には、

① 付近見取図(方位、建築行為等に係る建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示したもの)

② 敷地現況図(建築行為等に係る建築物の敷地の境界及び当該建築物の位置を表示したもの)

③ その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定都市等が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定都市等と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

8 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	氏名	住所		農地	市民農園施設
					氏名	住所		氏名	住所					市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

9 多面的機能発揮促進事業に関する事項

組織名： _____

1 多面的機能発揮促進事業の目標

(1) 現況

--

(2) 目標

--

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(注) 実施する多面的機能発揮促進事業のうち、農用地保全事業に該当する内容のみを記載すればよい。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域(省令第2条第5号口に関する事項)

① 種類(実施するものに○を付すること)

1号事業	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成20年法律第78号。以下「多面法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持 その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (農地維持支払交付金)
	多面法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (資源向上支払交付金)
	2号事業(中山間等地域等直接支払交付金)
	3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

② 実施区域

--

(2)活動内容等

① 省令第2条第5号ハの事業(多面法第3条第3項1号の事業)

1)事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

--

2)活動の内容

イ 多面法第3条第3項第1号イの活動

--

ロ 多面法第3条第3項第1号ロの活動

--

② 省令第2条第5号ニの事業(多面法第3条第3項2号の事業)

1)農業生産活動の内容

--

2)農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

--

③ 省令第2条第5号ホの事業(多面法第3条第3項3号の事業)

1)自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容

--

2)1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動内容(※7)

--

3 省令第2条第5号ホに関する事項(多面的機能発揮促進事業の実施期間)(※8)

--

別紙

地区の概要

(注) 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度
農地維持支払	年度	年度
資源向上支払(共同)	年度	年度
資源向上支払(長寿命化)	年度	年度
中山間地域等直接支払	年度	年度
環境保全型農業直接支払	年度	年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積(※1)						うち遊休農 地面積
	田	畑	草地	採草放牧地	計	
多面支払	a	a	a		a	a
中山間直払	a	a	a	a		
	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	a	a
取組 面積 (※2)						a

農業施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
		km	km
うち、資源向上支 払(長寿命化)の 対象施設	km	km	箇所

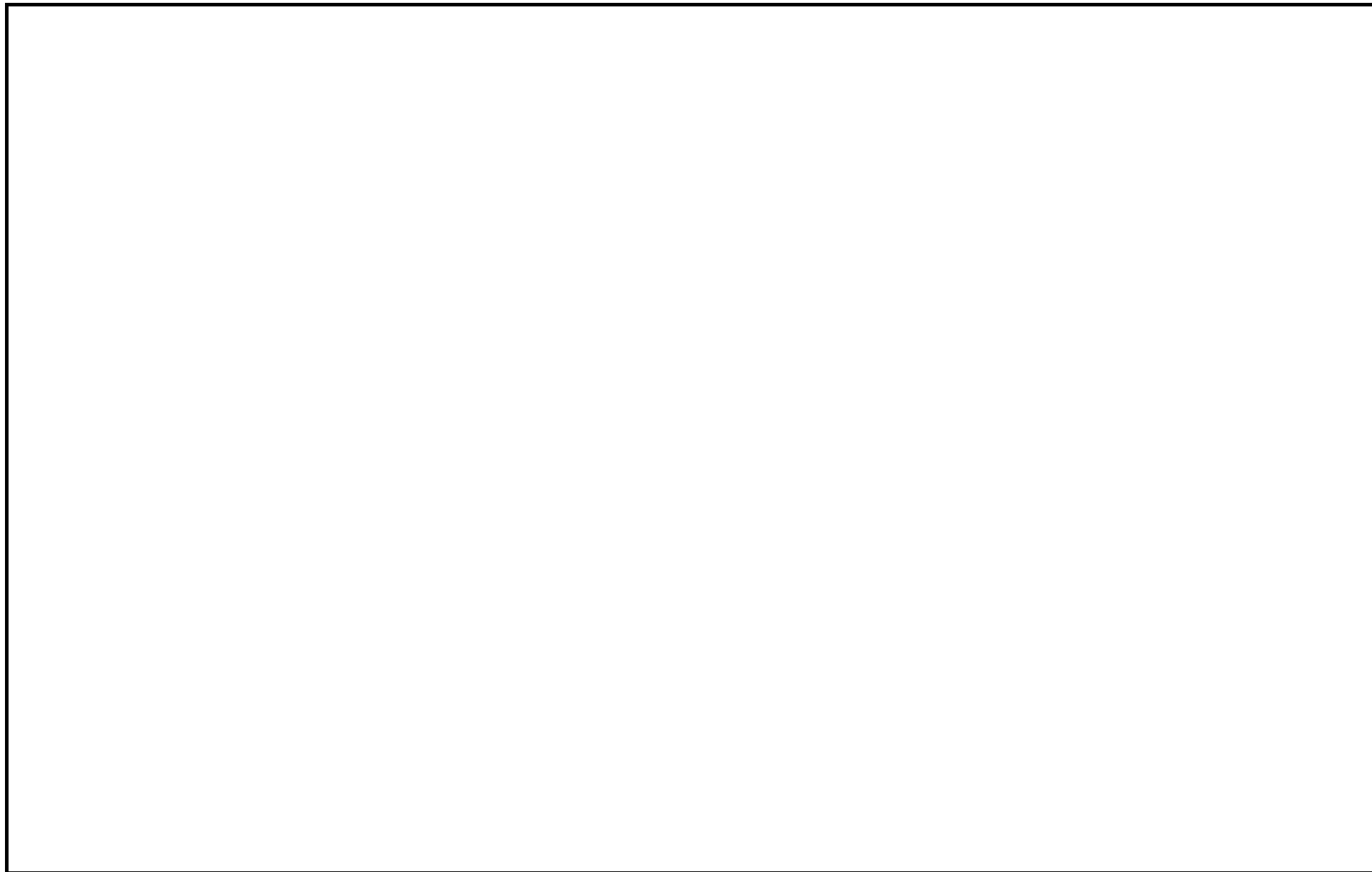
3. 実施区域位置図 別添「実施区域位置図」のとおり

(別添)

実施区域位置図

組織名称:

- 1号事業(多面支払) 2号事業(中山間直払) 3号事業(環境直払)



10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の特例を必要とする場合に記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

11 活性化計画の目標の達成状況の評価等

当計画の達成状況については、令和9年9月施設等整備終了後、主体である川崎町が3年間の評価期間(令和9年10月～令和12年9月)で下記の確認方より把握し、目標達成状況の確認を行う。第三者委員会において達成状況の評価を行う。

第1目標の確認方法

当該施設の販売額(地域農産物とそれ以外で整理)により把握する。

第2目標の確認方法

当該施設への入り込み客数(アンケートなどにより、地域外からの来客者を整理)により把握する。

第3目標の確認方法

当該施設で販売された地域農産物を使用した新商品の数により把握する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第7条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。